

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和四年十月一日

イ 第一条中所得税法第百九十八条第五項の改正規定及び附則第七条の規定

ロ 第十一条中租税特別措置法第七十四条第一項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分を除く。）

二 次に掲げる規定 令和四年十二月三十一日

イ 第二条中法人税法第三十八条第一項の改正規定

ロ 第三条中令和二年改正前法人税法第三十八条第一項の改正規定

ハ 第九条中国税通則法第十九条第四項の改正規定、同法第二十三条第三項の改正規定及び同法第三十五条第二項の改正規定並びに附則第二

十条第一項の規定

二 第十条の規定及び附則第二十一条の規定

三 次に掲げる規定 令和五年一月一日

イ 第一条中所得税法第十六条の改正規定、同法第二十条の改正規定及び同法第四十五条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第五条、

第七十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十一条第二項第二号の改正規定を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定

ロ 第二条中法人税法第二十六条第一項第二号の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（「同条第十九項」を「同条第二十項及び第二十一項第三号」

に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める部分を除く。）、「同法第四十二条

の二の改正規定及び同法第四十四条の四第七項の改正規定並びに附則第十一条及び第十四条の規定

ハ 第三条中令和二年改正前法人税法第二十六条の改正規定、令和二年改正前法人税法第五十五条の改正規定及び令和二年改正前法人税法第

百四十二条の二の改正規定並びに附則第十六条の規定

ニ 第七条中消費税法第二十条第三号の改正規定、同法第二十一条の改正規定及び同法第二十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十九条第二項及び第三項の規定

ホ 第十七条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項第二号の改正規定及び同法第六条第六項の改正規定を除く。）並びに附則第七十二条第一項及び第三項から第五項までの規定

四 次に掲げる規定 令和五年四月一日

イ 第七条中消費税法第八条の改正規定（同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に一項を加える部分を除く。）及び附則第十九条第一項の規定

ロ 第十一条中租税特別措置法第八十七条の六第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定並びに同条第四項及び第七項の改正規定並びに附則第五十三条の規定

ハ 第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一項を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一項を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第四十九条の十四第一項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

五 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 第一条中所得税法第七十七条の改正規定及び同法第二百二十二条の

改正規定並びに附則第六条及び第八条の規定

- ロ 第十一条中租税特別措置法第八条の四の改正規定、同法第九条の四の二第三項の改正規定、同法第四十一条の二十一第十四項第二号の改正規定、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定（「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項に規定する報告書、第九条の四の二第二項」に改める部分及び「調査若しくは報告書」を「報告書若しくは調査」に改める部分に限る。）、「同項第五号の改正規定（「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に改める部分に限る。）及び同項第六号の改正規定（「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第二十三条の規定

次に掲げる規定 令和六年一月一日

イ 第一条中所得税法第五十一条の四第四項第二号の改正規定

ロ 第五条中相続税法第三十六条第三項の改正規定及び同法第五十条第二項第二号の改正規定

ハ 第九条中国税通則法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十四条の二第五項の改正規定並びに附則第二十条第二項及び第七十九条（地価税法第三十一条第二項第二号の改正規定に限る。）の規定

ニ 第十一条中租税特別措置法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第十項第二号の改正規定、同法第三十三条の五第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九の四第十六項第二号の改正規定（「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める部分に限る。）及び同法第六十九条の三の改正規定

ホ 第十四条中輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定

ヘ 第十七条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第六項の改正規定及び附則第七十二条第二項の規定

七 第二条中法人税法別表第三に次のように加える改正規定 労働者協同

組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

八 第五条中相続税法第五十八条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十八条及び第八十六条（地方自治法別表第一の改正規定に限る。）

の規定 令和六年三月一日又は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

九 次に掲げる規定 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

イ 第十一条中租税特別措置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第四十四条の三の次に一条を加える改正規定

ロ 第十二条中令和二年改正前租税特別措置法第四十四条の三の次に一条を加える改正規定、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六の改正規定、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「第六十八条の二十五」を加える部分に限る。）並びに令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「第六十八条の二十五」を加える部分に限る。）

十 次に掲げる規定 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の施行の日

イ 第十一条中租税特別措置法第十三条の二を同法第十三条とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第十三条の二を同法第十三条とする部分を除く。）及び同法第四十六条の二を同法第四十六条とし、同条の次に一条を加える改正規定（同法第四十六条の二を同法第四十六条とする部分を除く。）並びに附則第四十三条第四項の規定

ロ 第十二条中令和二年改正前租税特別措置法第四十六条の二を令和二年改正前租税特別措置法第四十六条とし、同条の次に一条を加える改正規定（令和二年改正前租税特別措置法第四十六条の二を令和二年改正前租税特別措置法第四十六条とする部分を除く。）、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の三十四の改正規定、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「第六十八条の二十五」を加える部分を除く。）及び

令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加える部分を除く。）並びに附則第八十条の規定

十一 次に掲げる規定 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日

イ 第十一条中租税特別措置法第二十四条の二第一項の改正規定、同法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十四条第二項第七号の改正規定、同法第三十四条の二第二項第二十五号の改正規定、同法第三十四条の三第二項第二号の改正規定、同法第六十一条の二第一項の改正規定、同法第六十五条の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の三第一項第七号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五第一項第二号の改正規定、同法第七十条の四の改正規定、同法第七十条の四の二の改正規定、同法第七十条の六の改正規定、同法第七十条の六の二の改正規定、同法第七十条の六の三の改正規定及び同法第七十七条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三十条、第三十二条第二項から第八項まで、第四十六条、第四十七条第二項から第八項まで、第五十一条第六項から第十五項まで並びに第五十二条第一項及び第二項の規定

ロ 第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項各号の改正規定及び同法第四十条の二の二第一項の改正規定並びに附則第七十五条第四項及び第七十六条の規定

（納税地の特例に関する経過措置）

第二条 令和五年一月一日前の第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第十六条第一項、第二項又は第五項の規定による所得税の納税地の変更に係る同条の規定の適用については、なお従前の例による。

（納税地の異動の届出に関する経過措置）

第三条 令和五年一月一日前の所得税の納税地の異動に係る旧所得税法第二十条の規定の適用については、なお従前の例による。

(国庫補助金等の総収入金額不算入に関する経過措置)

**第四条** 第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）（第四十二条第一項の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付を受ける同項に規定する国庫補助金等について適用し、個人が施行日前に交付を受けた旧所得税法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等については、なお従前の例による。）

(家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置)

**第五条** 新所得税法第四十五条第三項の規定は、令和五年分以後の所得税について適用する。

(完全子法人株式会社等に係る配当等の課税の特例に関する経過措置)

**第六条** 新所得税法第七十七条第一項の規定は、同項の内国法人が令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用する。

2 新所得税法第七十七条第二項の規定は、同項の内国法人が令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用する。

(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例に関する経過措置)

**第七条** 新所得税法第九十八条第五項の規定は、令和四年十月一日以後に提出する所得税法第九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した当該給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

(源泉徴収義務に関する経過措置)

**第八条** 新所得税法第二百十二条第三項の規定は、内国法人に対し令和五年十月一日以後に支払うべき同項に規定する利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について適用し、内国法人に対し同日前に支払うべき旧所得税法第二百十二条第三項に規定する利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金については、なお従前の例による。

(還付金等の益金不算入等に関する経過措置)

第九条 第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）（第二十六条第四項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。）

(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等に関する経過措置)

第十条 新法人税法第四十二条第一項及び第五項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十六条までにおいて同じ。）が施行日以後に交付を受ける新法人税法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）（第四十二条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。）

2| 新法人税法第四十五条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に交付を受けるこれらの規定の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた旧法人税法第四十五条第一項又は第五項の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産については、なお従前の例による。

3| 新法人税法第四十六条第一項の規定は、協同組合等が施行日以後に同項の賦課に基づいて納付される金額に係る同項に規定する固定資産について適用し、協同組合等が施行日前に旧法人税法第四十六条第一項の賦課に基づいて納付された金額に係る同項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

4| 新法人税法第四十七条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊資産等又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に支払を受けた旧法人税法第四十七条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

（不正行為等に係る費用等に関する経過措置）

第十一条 新法人税法第五十五条第三項の規定は、法人の令和五年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第十二条 新法人税法第六十九条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第十三条 新法人税法第八十条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等に関する経過措置）

第十四条 新法人税法第四百四十四条の四第七項の規定は、外国法人の令和五年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による改正に伴う国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等に関する経過措置）

第十五条 第三条の規定による改正後の令和二年改正前法人税法（以下「新令和二年改正前法人税法」という。）第四十二条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に交付を受ける同条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた第三条の規定による改正前の令和二年改正前法人税法（以下「旧令和二年改正前法人税法」という。）第四十二条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

2| 新令和二年改正前法人税法第四十五条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に交付を受けるこれらの規定の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた旧令和二年改正前法人税法第四十五条第一項又は第五項の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産については、なお従前の例による。

3 | 新令和二年改正前法人税法第四十六条第一項の規定は、協同組合等が施行日以後に同項の賦課に基づいて納付される金額に係る同項に規定する固定資産について適用し、協同組合等が施行日前に旧令和二年改正前法人税法第四十六条第一項の賦課に基づいて納付された金額に係る同項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

4 | 新令和二年改正前法人税法第四十七条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊資産等又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に支払を受けた旧令和二年改正前法人税法第四十七条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

（第三条の規定による改正に伴う不正行為等に係る費用等に関する経過措置）

第十六条 新令和二年改正前法人税法第五十五条第三項の規定は、法人の令和五年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 第四条の規定による改正後の地方法人税法第十二条の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第五条の規定による改正後の相続税法第五十八条第一項の規定は、附則第一条第八号に定める日以後に法務大臣が同項に規定する届書等情報の提供を受ける場合について適用し、同日前に第五条の規定による改正前の相続税法第五十八条第一項の市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者が同項の死亡又は失踪に関する届書を受理した場合については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

**第十九条** 第七条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「消費税法」という。）第八条第一項から第四項まで、第六項及び第八項の規定は、令和五年四月一日以後に行われる課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

2| 新消費税法第二十一条第一項及び第二項の規定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の変更について適用し、同日前の第七条の規定による改正前の消費税法（次項において「旧消費税法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定によるこれらの規定に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の変更については、なお従前の例による。

3| 新消費税法第二十五条の規定は、令和五年一月一日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動について適用し、同日前の旧消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十条** 第九条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第十九条第四項及び第二十三条第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税）に係る新国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書又は新国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に課税期間が終了した国税（課税期間のない国税については、同日以前にその納税義務が成立した当該国税）に係る第九条の規定による改正前の国税通則法（以下この項において「旧国税通則法」という。）第十九条第三項に規定する修正申告書又は旧国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2| 新国税通則法第六十五条第四項及び第六十六条第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第二号に

規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。）  
が到来する国税について適用する。

**（令和二年改正前国税通則法の一部改正に伴う経過措置）**

**第二十一条** 第十条の規定による改正後の令和二年改正前国税通則法（以下この条において「新令和二年改正前国税通則法」という。）第十九条第四項及び第二十三条第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に課税期間が終了する国税に係る新令和二年改正前国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書又は新令和二年改正前国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に課税期間が終了した国税に係る第十条の規定による改正前の令和二年改正前国税通則法（以下この条において「旧令和二年改正前国税通則法」という。）第十九条第三項に規定する修正申告書又は旧令和二年改正前国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

**（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）**

**第二十二条** 別段の定めがあるものを除き、第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置）**

**第二十三条** 新租税特別措置法第八条の四第一項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等について適用し、第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

2| 新租税特別措置法第八条の四第九項から第十四項までの規定は、同条第九項の内国法人が令和五年十月一日以後に支払うべき同項の配当等について適用する。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は

所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第二十四条** 新租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定は、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた個人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧租税特別措置法第十条の四の二第一項又は第三項に規定する認定を受けた個人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

(地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第二十五条** 新租税特別措置法第十条の五の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第二十六条** 新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第二十七条** 新租税特別措置法第十条の五の五第三項の規定は、個人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、個人が施行日前に事業の用に供した旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

**第二十八条** 新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について

適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 | 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第十二条第一項の表（次項において「新表」という。）の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「個人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「個人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている個人が当該事業の用に供した場合に限る。」とする。

一 | 施行日の前日において沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下「沖振法等改正法」という。）附則第五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画に定められている沖振法等改正法第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「旧沖振法」という。）第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下「旧産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域 施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに沖振法等改正法第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新沖振法」という。）第三十五条第四項の規定による同条第一項に規定する産業イノベーション促進計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの期間（以下「経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間」という。）

二 | 施行日の前日において沖振法等改正法附則第六条第一項に規定する旧提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第

四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下「国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域 施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第四十一条第四項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの期間（以下「経過旧国際物流拠点産業集積計画期間」という。）

3| 施行日の前日において沖振法等改正法附則第七条第一項に規定する旧認定経済金融活性化計画に定められている沖縄振興特別措置法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（以下「旧特定経済金融活性化産業」という。）に属する事業は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第五十五条の二第四項の規定による同条第一項に規定する経済金融活性化計画の認定があつた場合には、その認定があつた日の前日）までの期間（以下「経過旧経済金融活性化計画期間」という。）においては、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税特別措置法第十二条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「個人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「個人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4| 個人が令和四年以前の各年において旧租税特別措置法第十三条第一項の障害者を雇用しており、かつ、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合における同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する特定機械装置については、なお従前の例による。

5| 新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（個人の特定災害防止準備金に関する経過措置）

第二十九条 旧租税特別措置法第二十条第一項に規定する個人の令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2| 令和四年十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）に

において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項の許可（以下この項において「設置許可」という。）を受けている個人（基準日後に他の者から旧租税特別措置法第二十条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（当該他の者が法人又は所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が当該他の者の施行日の前日を含む事業年度終了の日以前であるものに、当該他の者が個人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が基準日以前であるものに、それぞれ限る。）の移転を受ける個人を含む。）の令和五年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第二十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和四年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該年分が、令和七年度であるときは百分の五十とし、令和八年度であるときは百分の四十とし、令和九年度であるときは百分の三十とし、令和十年分であるときは百分の二十とし、令和十一年分であるときは百分の十とする。）」と、同条第三項第四号中「相続人」とあるのは「相続人（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第二十九条第二項に規定する個人であるものに限る。第六項及び第七項において同じ。）」とする。

（個人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

**第三十条** 新租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する認定農業者等に該当する個人で基盤強化法等改正法附則第十一条第二項に規定する協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものは、基盤強化法等改正法附則第五条第一項に規定する二年を経過する日までの間は、新租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定めるものとみなして、同条の規定を適用する。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

**第三十一条** 新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規

定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第三十三条第二項(新租税特別措置法第三十

三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。

( )の規定は、個人が施行日以後にされる収用等(新租税特別措置法第三十三條第一項(新租税特別措置法第三十三條の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する収用等をいう。に係る新租税特別措置法第三十三條第二項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2 新租税特別措置法第三十四条第二項(第七号に係る部分に限る。 )の規

定は、個人の有する同条第一項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

3 附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第三十四条第

二項第七号に規定する農用地で基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る基盤強化法等改正法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「旧基盤強化法」という。 )第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第二十三条の二第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構(旧租税特別措置法第三十四条第二項第七号に規定する農地中間管理機構に限る。 )に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条第二項第七号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十四条の二

の規定の適用については、同条第二項第二十五号中「場合」とあるのは、

「場合(所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第三十二条第三項の規定によりみなして適用する前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。 )とする。」とする。

5| 新租税特別措置法第三十四条の二第二項（第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、個人の有する同条第一項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6| 附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号に規定する農用地で同号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第十六条第二項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合（新租税特別措置法第三十四条第二項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

7| 新租税特別措置法第三十四条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

8| 附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第二号に規定する土地等を基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合（新租税特別措置法第三十四条第二項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第三十四条の二第二項第二十五号（第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）には、当該譲渡した場合を新租税特別措置法第三十四条の三第二項第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

9| 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

10| 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第七号に規定する土地の譲渡については、なお従前の例による。

11| 個人が施行日前行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第九号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

12| 個人が施行日前行った旧租税特別措置法第三十七条の六第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡については、なお従前の例による。

13| 個人が旧租税特別措置法第三十七条の九第一項に規定する取得をした日の属する年の十二月三十一日後十年以内に行った同項に規定する事業用土地等の同項に規定する譲渡については、なお従前の例による。

(債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定は、同項の個人が施行日以後に行う同項の贈与について適用し、旧租税特別措置法第四十条の三の二第一項の個人が施行日前行った同項の贈与については、なお従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の特別税額控除に関する経過措置)

第三十四条 新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二まで(新租税特別措置法第四十一条第六項、第十三項及び第十六項に係る部分を除く。)の規定は、個人が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2| 施行日から住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十一条第十項及び第十九項の規定の適用については、同条第十項第一号及び第十九項第一号中「第十一条第一項」とあるのは、「第十条第二号」とする。

3| 新租税特別措置法第四十一条の二の三第一項に規定する債権者のうち同

条第二項に規定する十月三十一日に同項の調書を提出することが困難である旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を令和六年一月三十一日までに同項に規定する所轄税務署長に提出したものは、その者が当該税務署長にその困難である事情が解消した旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出する日までの間は、同条の規定にかかわらず、同項の規定による調書の提出を要しない。

(既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第三十五条** 新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、個人が令和四年一月一日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第三十六条** 新租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項から第六項までの規定は、同条第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等又は同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日以後に当該特定個人又は個人の居住の用に供する場合について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項の高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第五項の多世帯同居改修工事等又は同条第六項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該特定個人又は個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

(認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

**第三十七条** 新租税特別措置法第四十一条の十九の四の規定は、個人が、認定住宅等（同条第一項に規定する認定住宅等をいう。以下この条において

同じ。の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、当該認定住宅等を令和四年一月一日以後にその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が、認定住宅（旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅をいう。以下この条において同じ。）の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する取得をして、当該認定住宅を同日前にその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例に関する経過措置）  
第三十八条 旧租税特別措置法第四十一条の二十三第一項の非居住者の同項に規定する国内源泉所得及び同条第三項の外国法人の同項に規定する使用料については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）  
第三十九条 別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第四十七条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条 新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表（次項及び第四項において「新表」という。）の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合

において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき（同表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。」とする。

一 施行日の前日において沖振法等改正法附則第三条第一項に規定する旧提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域（以下「旧観光地形成促進地域」という。）の区域 施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第六条第四項の規定による同条第一項に規定する観光地形成促進計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの期間（以下「経過旧観光地形成促進計画期間」という。）

二 施行日の前日において沖振法等改正法附則第四条第一項に規定する旧提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八條第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下「旧情報通信産業振興地域」という。）の区域 施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第二十八條第四項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があつた場合には、その提出があつた日の前日）までの期間（以下「経過旧情報通信産業振興計画期間」という。）

三 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

四 旧国際物流拠点産業集積地域の区域 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

3 | 旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税

特別措置法第四十二条の九（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

#### 4

新租税特別措置法第四十二条の九第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（新表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当することとなつた日以後に終了する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（施行日以後に終了する事業年度（適用年度を除く。）を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十一条 新租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた法人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項に規定する認定を受けた法人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十二条 新租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定は、法人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、法人が施行日前に事業の用に供した旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 | 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第四十五条第一項の表(次項において「新表」という。)

( )の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条(これらの号に係る部分に限る。 )の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。 )」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。 )第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。 )」とする。

一 | 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

二 | 旧国際物流拠点産業集積地域の区域 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

3 | 旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税特別措置法第四十五条(同号に係る部分に限る。 )の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と

する。

4 | 新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併により第十二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法（以下「新令和二年改正前租税特別措置法」という。）第六十八条の三十四第一項の規定の適用を受けている同項に規定する輸出事業用資産の移転を受けた場合には、当該輸出事業用資産は、新租税特別措置法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する輸出事業用資産とみなす。この場合において、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する供用期間を新租税特別措置法第四十六条の二第二項の供用期間とみなす。

5 | 新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（法人の特定災害防止準備金に関する経過措置）

第四十四条 施行日の前日を含む事業年度終了の日（以下この条において「基準日」という。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可（以下この条において「設置許可」という。）を受けている法人（基準日後に他の者から旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（当該他の者が法人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が当該他の者の基準日以前であるものに、当該他の者が個人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が令和四年十二月三十一日以前であるものに、それぞれ限る。）の移転を受ける法人を含む。）の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和四年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、「（第七項）」とあるのは「（第六項）」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開

始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。」と、同条第三項中、「適格分割又は適格現物出資」とあるのは「(合併法人が所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。第八項において同じ。)、適格分割(分割承継法人が同条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。))又は適格現物出資(被現物出資法人が同法附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。))」と、同条第五項中「前条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号) 第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二第六項」と、同条第六項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十(当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。)」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「第七項」とあるのは「第六項」とする。

(沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置)

**第四十五条** 新租税特別措置法第六十条の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 | 内国法人で次に掲げる法人に該当するもの(当該内国法人が通算法人(租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項及び次項において同じ。))である場合には、他の通算法人のいづれかが次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人を含む。)の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「(当該各号の上欄に規定する提出の日)」

とあるのは「のうち計画提出等（経過措置内国法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第四十五条第二項各号に掲げる法人に該当する内国法人をいう。以下この項において同じ。）以外の内国法人にあつては同表の各号の上欄に規定する提出をいい、同表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する経過措置内国法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この項において「平成二十六年旧沖振法」という。）第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する経過措置内国法人にあつては沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この項において「旧沖振法」という。）第四十一条第五項の規定による提出（平成二十六年旧沖振法第四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する経過措置内国法人にあつては、その指定）をいう。）の日」と、「有するものに限る。」とあるのは「有するもの（と、同項の表の第一号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第二十九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第二十九条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定情報通信事業」とあるのは「認定特定情報通信事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業）」と、同表の第二号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第四十二条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第四十二

条第一項」と、「の区域」とあるのは「(旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域)の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業(旧認定法人にあつては、旧沖振法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業)」とする。

一 経過旧情報通信産業振興計画期間の末日以前に設立された法人で旧情報通信産業特別地区(施行日の前日において沖振法等改正法附則第四条第一項に規定する旧提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下同じ。)の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

二 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間の末日以前に設立された法人で旧国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

### 3

内国法人で旧認定法人(沖振法等改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人をいう。以下この項において同じ。)に該当するもの(当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかが旧認定法人に該当する場合における当該内国法人を含む。)の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第二項中「限る。」とあるのは「限る。」又は所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第四十五条第三項に規定する旧認定法人」と、「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」とする。

#### (法人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置)

第四十六条 新租税特別措置法第六十一条の二第二項に規定する認定農地所有適格法人に該当する法人で基盤強化法等改正法附則第十一条第二項に規定する協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものは、基盤強化法等改正法附則第五条第一項に規定する二年を経過する日までの間は、新租税特別措置法第六十一条の二第二項に規定する財務省令で定めるものとみなして、同条の規定を適用する。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十七条 新租税特別措置法第六十四条第三項(同条第十項(新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。))及び新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、法人が施行日以後にされる収用等(新租税特別措置法第六十四条第一項(新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。))に規定する収用等をいう。)に係る新租税特別措置法第六十四条第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2| 新租税特別措置法第六十五条の三第一項(第七号に係る部分に限る。))の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

3| 附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号に規定する農用地で基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第二十三条の二第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構(同号に規定する農地中間管理機構に限る。))に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4| 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十五条の四の規定の適用については、同条第一項第二十五号中「場合」とあるのは、「一場合(所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号)附則第四十七条第三項の規定によりみなして適用する前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。)-とする。」とする。

5| 新租税特別措置法第六十五条の四第一項(第二十五号に係る部分に限る。))の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が同日前に買い取られ

た場合については、なお従前の例による。

6| 附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号に規定する農用地で同号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第十六条第二項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

7| 新租税特別措置法第六十五条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する農地所有適格法人が附則第一条第十一号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が同日前に行った同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8| 附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第六十五条の五第一項第二号に規定する土地等を基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第六十五条の四第一項第二十五号（第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）には、当該譲渡した場合を新租税特別措置法第六十五条の五第一項第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

9| 旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

10| 旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第四号に規定する土地の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

11| 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十第一項第二号

に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

12) 法人が旧租税特別措置法第六十六条の二第一項に規定する取得の日を含む事業年度終了の日後十年以内に行った同項に規定する他の土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置)

第四十八条 新租税特別措置法第六十七条の五第一項(同項の通算法人に係る部分を除く。)の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

(令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例に関する経過措置)

第四十九条 旧租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項の外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度の同項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第六十八条の二の規定は、施行日以後に行われる同条各号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が令和四年一月一日以後に贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条及び附則第七十五条において同じ。)により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定

する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2| 令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

3| 次に掲げる者が、令和四年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

一| 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

二| 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

三| 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

4| 旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

5| 新租税特別措置法第七十条の三の規定は、同条第三項第一号に規定する特定受贈者が令和四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

6| 令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

新租税特別措置法第七十条の四の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をし

た旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7]

次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第八項から第十四項までの規定を適用する。

一 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第二百三十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の

規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百二十八条第六項又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十三 令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十四 旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

8 | 前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の四第八項から第十四項までの規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合については、なお従前の例による。

9 | 新租税特別措置法第七十条の四の二第一項及び第二項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けが行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による。

10| 附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第七十条の四第

八項若しくは第十一項又は第七十条の四の二第一項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合には、新租税特別措置法第七十条の四第八項若しくは第十一項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、若しくは借り受けられたもの又は新租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第七十条の四第八項から第十四項まで、第七十条の四の二又は第七十条の六の三の規定を適用する。

11| 新租税特別措置法第七十条の六の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

12| 次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十項から第十七項までの規定を適用する。  
一 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第一百二十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則

第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

13] 六 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第二百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第一百八条第十一項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十 令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

14] 十一 旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人  
前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の六第十項から第十七項までの規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合については、なお従前の例による。

14] 新租税特別措置法第七十条の六の二第一項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に同項に規定する特定貸付けが行われる場合について適

用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の六の二第一項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による。

- 15| 附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第七十条の六第十項若しくは第十三項又は第七十条の六の二第一項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合には、新租税特別措置法第七十条の六第十項若しくは第十三項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、若しくは借り受けられたもの又は新租税特別措置法第七十条の六の二第一項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第七十条の六第十項から第十七項まで、第七十条の六の二又は第七十条の六の三の規定を適用する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

- 第五十二条 新租税特別措置法第七十七条の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

- 2| 附則第一条第十一号に定める日以後に基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地の取得をする場合には、新租税特別措置法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより同条に規定する土地の取得をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

- 3| 施行日から令和五年三月三十一日までの間に新租税特別措置法第八十一条第一項の認定を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「千分の十三」とあるのは、「千分の十」とする。

(輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置)

- 第五十三条 新租税特別措置法第八十七条の六第一項から第四項まで及び第

七項の規定は、令和五年四月一日以後に、同項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）が、新租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者に対し、同項に規定する酒類で輸出するため同項に規定する方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類について適用し、同日前に、旧租税特別措置法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同条第一項に規定する非居住者に対し、同項に規定する酒類で輸出するため同項に規定する方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出した酒類については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第五十四条 施行日前に課した、又は課すべきであつた航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機が施行日以後最初に航行する時（以下この項において「初回航行時」という。）において、当該航空機に旧租税特別措置法第九十条の八、第九十条の八の二第一項又は第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、初回航行時に、当該航空機が初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一 新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八

二 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三 新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機 新租税特別措置法第九十条の九第一項

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(第十二条の規定による改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

**第五十五条** 別段の定めがあるものを除き、新令和二年改正前租税特別措置法第三章の規定は、法人(令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第六十一条までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結子法人(同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第六十九号までにおいて同じ。)の施行日以後に開始する連結事業年度(同項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第六十八条までにおいて同じ。)分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人(同項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第六十九条までにおいて同じ。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係(同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第六十九条までにおいて同じ。)にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(第十二条の規定による改正に伴う沖繩の特定地域において工業用機械等  
を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第五十六条** 新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十二条の規定による改正前の令和二年改正前租税特別措置法(以下「旧令和二年改正前租税特別措置法」という。)第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2| 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表(次項及び第四項において「新表」という。)の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、同条(これらの号に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき(同表の第三号の第二

欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。）とする。

一 旧観光地形成促進地域の区域 経過旧観光地形成促進計画期間

二 旧情報通信産業振興地域の区域 経過旧情報通信産業振興計画期間

三 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

四 旧国際物流拠点産業集積地域の区域 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

3 | 旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4 | 新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（新表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当することとなった日以後に終了する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（施行日以後に終了する事業年度（適用年度を除く。）を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七条 新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた法人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同

条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項に規定する認定を受けた法人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十八条 新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定は、法人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、法人が施行日前に事業の用に供した旧令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

第五十九条 新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2| 次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表（次項において「新表」という。）の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。」（「とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同条の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項におい

て「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の第三項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。」とする。

一 旧産業高度化・事業革新促進地域の区域 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

二 旧国際物流拠点産業集積地域の区域 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

3| 旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4| 新令和二年改正前租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第六十条 新令和二年改正前租税特別措置法第六十条の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2| 内国法人で次に掲げる法人に該当するものの施行日以後に終了する事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち区域指定等（同表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する内国法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年

法律第七号)による改正前の沖縄振興特別措置法(以下この項において「平成二十六年旧沖振法」という。)第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する内国法人にあつては沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。)第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法(以下この項において「旧沖振法」という。)第四十一条第五項の規定による提出(平成二十六年旧沖振法第四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する内国法人にあつては、その指定)をいう。)の日」と、「有するものに限る。」とあるのは「有するもの」と、同項の表の第一号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。)又は沖振法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人(認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。)」と、同号の中欄中「同法第二十九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第二十九条第一項」と、「の区域」とあるのは「(旧認定法人)にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区)の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定情報通信事業」とあるのは「認定特定情報通信事業(旧認定法人にあつては、旧沖振法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業)」と、同表の第二号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。)」又は沖振法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人(認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。)」と、同号の中欄中「同法第四十二条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第四十二条第一項」と、「の区域」とあるのは「(旧認定法人)にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域)の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業(旧認定法人)にあつては、旧沖振法第四十四条第一項に

規定する特定国際物流拠点事業」とする。

一 経過旧情報通信産業振興計画期間の末日以前に設立された法人で旧情報通信産業特別地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

二 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間の末日以前に設立された法人で旧国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

3 内国法人で旧認定法人（沖振法等改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人をいう。）に該当するものの施行日以後に終了する事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第二項中「限る。」に「とあるのは「限る。」又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第六十条第三項に規定する旧認定法人に」と、「同法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法」とする。

（第十二条の規定による改正に伴う資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条 新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第三項（同条第十項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）及び新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）以下の項において同じ。）の規定は、法人が施行日以後にされる収用等（新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第一項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する収用等をいう。）に係る新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2 旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前行った同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前行った同項第四号に規定する土地の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の

十第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

**第六十二条** 新令和二年改正前租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧令和二年改正前租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置）

**第六十三条** 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二の規定は、施行日以後に行われる同条各号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

**第六十四条** 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2| 附則第五十六条第二項各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間において、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で

、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「第四十二条の九第一項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき（同表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人が当該事業の用に供した場合に限る。）とする。

3| 旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「第四十二条の九第一項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4| 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度（新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当することとなつた日以後に終了する連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度（施行日以後に終了する連結事業年度（適用年度を除く。）を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等におい

て特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第六十五条** 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日以後に旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項又は第二項に規定する認定を受けたものが施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

(第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

**第六十六条** 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に事業の用に供した旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

(第十二条の規定による改正に伴う連結法人の減価償却に関する経過措置)

**第六十七条** 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設を

した旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2| 附則第五十九条第二項各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間において、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十五条第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者」に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「うち同項」とあるのは「うち第四十五条第一項」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「同項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人が当該事業の用に供した場合に限る。」とする。

3| 旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十五条第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者」に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「うち同項」とあるのは「うち第四十五条第一項」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「同項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するもの」として政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4| 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の三十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について

適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第六十八条 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、附則第六十条第二項各号に掲げる法人に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十三の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち区域指定等（同表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する連結法人にあつては沖繩振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖繩振興特別措置法（以下この項において「平成二十六年旧沖振法」という。）第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する連結法人にあつては沖繩振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖繩振興特別措置法（以下この項において「旧沖振法」という。）第四十一条第五項の規定による提出（平成二十六年旧沖振法第四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する連結法人にあつては、その指定）をいう。）の日」と、「有するものに限る。」とあるのは「有するもの」と、同項の表の第一号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人（認定法人を除く。以下

この号において「旧認定法人」という。）と、同号の中欄中「同法第二十九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第二十九条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定情報通信事業」とあるのは「認定特定情報通信事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業）」と、同表の第二号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第四十二条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第四十二条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業）」とする。

### 3

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧認定法人（沖振法等改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。）に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十三の規定の適用については、同条第二項中「ものに限る。」とあるのは「ものに限る。」又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第六十八条第三項に規定する旧認定法人」と、「同法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法」とする。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人の資産の譲渡の場合の課税の

特例に関する経過措置)

第六十九條 新令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十第三項(同条第九項(新令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。))及び新令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後にされる収用等(新令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十第一項(新令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。))に規定する収用等をいう。)に係る新令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十第六第一項(旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五條の五第一項第三号に係る部分に限る。))に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の七十第六第一項(旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五條の五第一項第四号に係る部分に限る。))に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4| 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八條の八十一第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第七十條 施行日から令和五年三月三十一日までの間における第十三條の規定による改正後の税理士法(以下この条において「新税理士法」という。)

(第二条の三の規定の適用については、同条中「いう。第四十九條の第二項第八号において同じ」とあるのは、「いう」とする。

2| 新税理士法第四十七條の三及び第四十八條の規定は、令和五年四月一日以後の税理士法第四十五條又は第四十六條に規定する行為又は事実につい

て適用する。

3| 新税理士法第四十八条の二十第二項において準用する新税理士法第四十七条の三の規定は、令和五年四月一日以後の新税理士法第四十八条の二十第一項に規定する行為又は事実について適用する。

(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第四項及び第十二項の規定は、法人(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第五号に規定する人格のない社団等を含む。)の施行日以後に開始する事業年度(令和二年改正前法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の令和二年改正前法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。)の所得に対する法人税について適用する。

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十二条 第十七条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調査法」という。)第五条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する国外財産調査について適用し、令和四年分以前の第十七条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律(以下この条において「旧国外送金等調査法」という。)第五条第一項に規定する国外財産調査については、なお従前の例による。

2| 新国外送金等調査法第六条第六項(新国外送金等調査法第六条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、新国外送金等調査法第五条第一項に規定する国外財産調査又は新国外送金等調査法第六条の二第一項に規定する財産債務調査が令和六年一月一日以後に提出される場合について適用し、旧国外送金等調査法第五条第一項に規定する国外財産調査又は旧国外送金等調査法第六条の二第一項に規定する財産債務調査が同日前に

提出された場合については、なお従前の例による。

3| 新国外送金等調書法第六条の第二項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する財産債務調書について適用し、令和四年分以前の旧国外送金等調書法第六条の第二項に規定する財産債務調書については、なお従前の例による。

4| 新国外送金等調書法第六条の第三項及び第四項の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する財産債務調書について適用する。

5| 新国外送金等調書法第六条の第三第二項において準用する新国外送金等調書法第六条第三項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（東日本大震災によって被害を受けた法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十三条 第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十二条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与する場合について適用し、施行日前に第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十二条の三に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与した場合には、なお従前の例による。

（東日本大震災によって被害を受けた住宅被災者が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第七十四条 新震災特例法第十三条の二（第三項に係る部分を除く。）の規定は、同条第一項に規定する住宅被災者が令和四年一月一日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が同日前に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に

限る。)又は認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

(東日本大震災の被災者等に係る相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第七十五条 新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が令和四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号ロ中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

3 次に掲げる者が、令和四年一月一日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

一 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)第九條の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

二 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第十三條の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

三 旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

4 新震災特例法第三十八条の二の二第一項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に旧震災特例法第三十八条の二の二第一項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合につ

いては、なお従前の例による。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に関する経過措置）

**第七十六条** 新震災特例法第四十条の二の二第一項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に同項に規定する農用地利用集積等促進計画が定められる場合について適用し、同日前に旧震災特例法第四十条の二の二第一項に規定する農用地利用集積等促進計画が定められた場合については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第七十七条** 第十九条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新型コロナウイルス特例法」という。）第四条（第一項に係る部分に限る。）

（）の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

**2** 施行日前に令和三年分又は令和四年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に令和三年分又は令和四年分の所得税につき同項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき新新型コロナウイルス特例法第四条第一項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して五年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（平成二十八年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

**第七十八条** 施行日前にされた所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年改正法」という。）附則第四十四条第一項本文の規定によりその例によるものとされる第二

十条の規定による改正前の平成二十八年改正法第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年旧消費税法」という。）第五十七条の二第二項の申請であつて、この法律の施行の際、平成二十八年改正法附則第四十四条第三項前段の規定によりその例によるものとされる五年旧消費税法第五十七条の二第五項の登録の拒否の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正）

第七十九条 地価税法の一部を次のように改正する。

（個人の納税地の特例）

第十一条 国内に住所のほか居所を有する個人で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十六条第一項（納税地の特例）の規定の適用を受ける者（第十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）の地価税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受ける者（第十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）の地価税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地）とする。

3| 省略

（納税地の異動の届出）

（個人の納税地の特例）

第十一条 国内に住所のほか居所を有する個人で所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第十六条第一項（納税地の特例）の規定の適用を受けようとする者（第十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における地価税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その住所地に代え、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者（第十三条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。）が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における地価税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次項において同じ。）とする。

3| 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を地価税の納税地としている個人が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における地価税の納税地は、その住所地（前項の規定により事務所等の所在地を地価税の納税地としている者で住所を有していない者については、居所地）とする。

4| 同上

（納税地の異動の届出）

**第十五条** 個人又は法人は、その地価税の納税地に異動があった場合（第十三条第一項の指定により地価税の納税地に異動があった場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

（更正の特例等）

**第三十一条** 省 略

2 第二十七条第一項又は第二項の規定による修正申告書及び前項の規定による更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省 略

二 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあるのは「地価税法第二十七条（修正申告の特例）に規定する修正申告書の提出期限」と、「法定納期限」とあるのは「地価税法第二十八条第三項又は第四項（納付）に規定する地価税を納付すべき期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項（申告）の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」と、同法第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「地価税法第二十七条第一項又は第二項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第五項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項（申告）の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」とする。

三 省 略

（令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

**第八十条** 令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第二十三条の規定による改正前の東日

**第十五条** 個人又は法人は、その地価税の納税地に異動があった場合（第十一条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は第十三条第一項の指定により地価税の納税地に異動があった場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

（更正の特例等）

**第三十一条** 同 上

2 同 上

一 同 上

二 当該修正申告書で第二十七条に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章まで（国税の納付義務の確定等）の規定中「法定申告期限」とあるのは「地価税法第二十七条（修正申告の特例）に規定する修正申告書の提出期限」と、「法定納期限」とあるのは「地価税法第二十八条第三項又は第四項（納付）に規定する地価税を納付すべき期限」と、同法第六十一条第一項第一号（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項（申告）の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」と、同法第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「地価税法第二十七条第一項又は第二項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号（過少申告加算税）中「期限内申告書」とあるのは「地価税法第二十五条第一項（申告）の規定による申告書又は当該申告書に係る期限後申告書」とする。

三 同 上

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

(連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

**第二十六条の五** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第二項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは前条第一項の規定又は連結特例規定(減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。)の適用を受けたもの(第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定又は第十八条の五第一項に規定する単体特例規定の適用を受けた減価償却資産を含む。)については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「第六十八条の三十六まで」とあるのは「第六十八条の三十六まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)**第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項、第二十六条の四第一項**」と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定を含む」と、「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、

(連結法人の特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

**第二十六条の五** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第二項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは前条第一項の規定又は連結特例規定(減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定をいう。次条第一項において同じ。)の適用を受けたもの(第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定又は第十八条の五第一項に規定する単体特例規定の適用を受けた減価償却資産を含む。)については、租税特別措置法第六十八条の四十第一項中「第六十八条の三十六」とあるのは「第六十八条の三十六若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下この条において「震災特例法」という。)**第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項、第二十六条の四第一項**」と、「定める規定」とあるのは「定める規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「特別償却に関する規定の適用」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定の適用」と、同条第二項中「特別償却に関する規定を含む」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定を含む」と、「第六十八条の十八の規定」とあるのは「第六十八条の十八の規定又は震災特例法第二十五条の二第二項、第二十五条の二の二第二項、第二十五

第二十五条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の二の三第一項、第十七条の五第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定。」として、同条の規定を適用する。

## 2 省略

### (国際観光旅客税法の一部改正)

第八十一条 国際観光旅客税法(平成三十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

#### (個人である国内事業者の納税地の特例)

第八条 国内に住所のほか居所を有する個人である国内事業者で所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十六条第一項の規定の適用を受ける者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人である国内事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受ける者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)の特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず、その事務所等の所在地(その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地)とする。

条の二の三第一項、第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第二項若しくは第二十六条の四第一項の規定若しくは震災特例法第二十六条の五第一項に規定する連結特例規定」と、「第四十三条の三の規定」とあるのは「第四十三条の三の規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第五項中「特別償却に関する規定。」とあるのは「特別償却に関する規定又は震災特例法第十七条の二第二項、第十七条の二の三第一項、第十七条の二の三第一項、第十八条第一項、第十八条の二第二項若しくは第十八条の四第一項の規定若しくは震災特例法第十八条の五第一項に規定する単体特例規定。」として、同条の規定を適用する。

## 2 同上

#### (個人である国内事業者の納税地の特例)

第八条 国内に住所のほか居所を有する個人である国内事業者で所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第十六条第一項の規定の適用を受けようとする者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号の規定にかかわらず、その居所地とする。

2 国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所又は居所地以外の場所に事務所等を有する個人である国内事業者で所得税法第十六条第二項の規定の適用を受けようとする者(第十条第一項の規定により納税地の指定を受けている者を除く。)が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、前条第一号又は第二号の規定にかかわらず

3| 省略

(国内事業者の納税地の異動の届出)

第十二条 国内事業者は、その特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地に異動があつた場合（第十条第一項の規定による指定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

(国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十二条 前条の規定による改正後の国際観光旅客税法第八条第一項及び第二項の規定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の変更について適用し、同日前の前条の規定による改正前の国際観光旅客税法第八条第一項から第三項までの規定によるこれらの規定に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の変更については、なお従前の例による。

(平成三十一年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十三条 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附 則

(家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置)

、その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地。次項において同じ。）とする。

3| 前二項の規定により居所地又は事務所等の所在地を特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地としている個人である国内事業者が所得税法第十六条第五項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地は、その住所地（前項の規定により事務所等の所在地を特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地としている者で住所を有していない者については、居所地）とする。

4| 同上

(国内事業者の納税地の異動の届出)

第十二条 国内事業者は、その特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地に異動があつた場合（第八条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は第十条第一項の規定による指定により特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の異動があつた場合を除く。）には、遅滞なく、その異動前の納税地を所轄する税務署長に書面によりその旨を届け出なければならない。

附 則

(家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置)

**第二条** 所得税法第四十五条第一項及び第四項（同条第一項第三号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が前条第十三号に定める日以後に納付する同法第四十五条第一項第三号の二に掲げる森林環境税及び森林環境税に係る延滞金について適用する。

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に関する経過措置）

**第三条** 第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第四十八条の二の規定は、令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第九十一条までにおいて同じ。）以後の所得税について適用する。

（令和二年改正法の一部改正）

**第八十四条** 令和二年改正法の一部を次のように改正する。

附 則

（外国税額の控除に関する経過措置）

**第三十二条** 省 略

**254** 省 略

**5** 内国法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における法人税法第六十九条第二十六項の規定の適用については、同項中「のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の申告書等」とあるのは、「又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号（定義）に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書」と、「控除対象外国法人税の額を記載した」とあるのは、「控除対象外国法人税の額又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（旧法人税法第八十一条の十五第一

**第二条** 第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第四十五条第一項及び第三項（同条第一項第三号の二に係る部分に限る。）の規定は、個人が前条第十三号に定める日以後に納付する新所得税法第四十五条第一項第三号の二に掲げる森林環境税及び森林環境税に係る延滞金について適用する。

（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法に関する経過措置）

**第三条** 新所得税法第四十八条の二の規定は、令和元年分（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下附則第九十一条までにおいて同じ。）以後の所得税について適用する。

附 則

（外国税額の控除に関する経過措置）

**第三十二条** 同 上

**254** 同 上

**5** 内国法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。）に連結事業年度に該当するものがある場合における新法人税法第六十九条第二十四項の規定の適用については、同項中「のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の申告書等」とあるのは、「又は連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（以下この項において「旧法人税法」という。）第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書（旧法人税法第二条第三十二号（定義）に規定する連結確定申告書をいう。以下この項において同じ。）、修正申告書又は更正請求書」と、「控除対象外国法人税の額を記載した」とあるのは、「控除対象外国法人税の額又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額（旧法人税法第八十一条の十五第

項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額（同条第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）を記載した」と、「は、税務署長」とあるのは「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長」と、「当該各事業年度の申告書等」とあるのは、「当該各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書」とする。

（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第九十一条 新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（租税特別措置法第六十六条の十二第一項本文に規定する欠損金額をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法第二条第二十九号に規定する青色申告書を提出する法人（同法第六十六条の十二第一項各号に掲げる法人を除く。）で旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定を受けたものに限る。以下この項及び第四項において「認定事業再編法人」という。）の施行日以後に終了する事業年度（租税特別措置法第四十六条並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第五十二条の第二項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第四百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする租税特別措置法第六十六条の十二第一項ただし書に規定する災害損失欠損金額（

一項（連結事業年度における外国税額の控除）に規定する連結控除限度個別帰属額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額（同条第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。）を記載した」と、「は、税務署長」とあるのは「又は当該各連結事業年度の連結控除限度個別帰属額及び当該各連結事業年度において納付することとなった個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長」と、「当該各事業年度の申告書等」とあるのは、「当該各事業年度又は各連結事業年度の確定申告書、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書」とする。

（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第九十一条 新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（同条本文に規定する欠損金額をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法第二条第二十八号に規定する青色申告書を提出する法人（新租税特別措置法第六十六条の十二各号に掲げる法人を除く。）で旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する事業年度（新租税特別措置法第四十六条の二並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第五十二条の二第一項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第四百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする新租税特別措置法第六十六条の十二ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。）のうち、旧租税特別措置法第六十六条の十三

当該認定事業再編法人が同法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人である場合には、法人税法第八十条第十三項の規定により還付を受けらるべき金額の計算の基礎となつた金額とされた金額を除外する。このうち、旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額（以下この条において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）については、租税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定は、適用しない。

### 3 省 略

4 | 通算法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人を用いる。附則第一百七十七条において同じ。）である認定事業再編法人の特定設備廃棄等欠損金額は、同法第六十六条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する還付対象欠損金額とみなす。

5 | 前二項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第四百四十四条の十三の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

### 第百十五条の三

四年新措置法第四十二条の十二の五の規定の適用については、同条第三項第八号に規定する教育訓練費の額には同号に規定する各事業年度に該当する連結事業年度の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された四年旧措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとし、租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された国内雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇用者をいう。）に対する四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する

第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額（次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）については、新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、適用しない。

### 3 同 上

4 | 前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第四百四十四条の十三の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

### 第百十五条の三

四年新措置法第四十二条の十二の五の規定の適用については、同条第三項第六号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第二百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された国内新規雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。）に対する給与等（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第八号に規定する教育訓練費の額には同号に規定する各事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入さ

給与等の同項第四号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとする。

## 2 省 略

（第十六条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

**第一百八条** 租税特別措置法第四十五条第四項の規定の適用については、法人が同項に規定する資格合併等により四年旧措置法第六十八条の二十七第三項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等の移転を受けた場合には、当該産業振興機械等は、租税特別措置法第四十五条第三項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の二十七第三項に規定する供用期間を租税特別措置法第四十五条第四項の供用期間とみなす。

2 租税特別措置法第四十六条第二項の規定の適用については、法人が同項の資格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等の移転を受けた場合には、当該事業再編促進機械等は、租税特別措置法第四十六条第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の三十三第一項に規定する供用期間を租税特別措置法第四十六条第二項の供用期間とみなす。

## 3 省 略

（第十六条の規定による改正に伴う準備金に関する経過措置）

れた四年旧措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された国内雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する国内雇用者をいう。）に対する給与等の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとする。

## 2 同 上

（第十六条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

**第一百八条** 四年新措置法第四十五条第三項の規定の適用については、法人が同項に規定する資格合併等により四年旧措置法第六十八条の二十七第二項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等の移転を受けた場合には、当該産業振興機械等は、四年新措置法第四十五条第二項の規定の適用を受けている同項に規定する産業振興機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の二十七第二項に規定する供用期間を四年新措置法第四十五条第三項の供用期間とみなす。

2 四年新措置法第四十六条の二第二項の規定の適用については、法人が同項の資格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により四年旧措置法第六十八条の三十三第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等の移転を受けた場合には、当該事業再編促進機械等は、四年新措置法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する事業再編促進機械等とみなす。この場合において、四年旧措置法第六十八条の三十三第一項に規定する供用期間を四年新措置法第四十六条の二第二項の供用期間とみなす。

## 3 同 上

（第十六条の規定による改正に伴う準備金に関する経過措置）

第一百九条 省 略

2・3 省 略

4 租税特別措置法第五十六条の規定の適用については、同条第二項から第四項までの中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

5 租税特別措置法第五十六条第二項の規定の適用については、同項に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、租税特別措置法第五十六条第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、租税特別措置法第五十六条第二項の規定により益金の額に算入された金額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

6 租税特別措置法第五十六条第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された金額は、租税特別措置法第五十六条第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

7 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）附則第四十四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「令和四年旧効力措置法」という。）第五十六条の規定の適用については、同条第二項から第四項まで、第八項、第九項及び第十一項の特定災害防止準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含むものとする。

8 令和四年旧効力措置法第五十六条の規定の適用については、同条第二項に規定する特定災害防止準備金の金額には同項の特定廃棄物最終処分場に係る四年旧措置法第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額を含むものとし、令和四年旧効力措置法第五十六条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十六第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

第一百九条 同 上

2・3 同 上

4 四年新措置法第五十五条の二の規定の適用については、同条第二項から第四項までの中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含むものとする。

5 四年新措置法第五十五条の二第二項の規定の適用については、同項に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額には前事業年度から繰り越された同項の特定法人に係る四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条の二第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとし、四年新措置法第五十五条の二第二項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十四第二項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

6 四年新措置法第五十五条の二第二項の規定の適用については、四年旧措置法第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入された金額は、四年新措置法第五十五条の二第一項の規定により損金の額に算入された金額とみなす。

7 四年新措置法第五十六条の規定の適用については、同条第二項から第四項まで、第八項、第九項及び第十一項の特定災害防止準備金には、連結事業年度において積み立てた四年旧措置法第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含むものとする。

8 四年新措置法第五十六条の規定の適用については、同条第二項に規定する特定災害防止準備金の金額には同項の特定廃棄物最終処分場に係る四年旧措置法第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額を含むものとし、四年新措置法第五十六条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額には四年旧措置法第六十八条の四十六第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含むものとする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十三条 租税特別措置法第六十四条第十二項の規定の適用については、同項に規定する代替資産には、連結事業年度において四年旧措置法第六十八条の七十第一項又は第八項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含むものとする。

2511 省略

12 四年新措置法第六十五条の二第七項に規定する譲渡した資産のいずれかについて四年旧措置法第六十八条の七十第一項(四年旧措置法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十八条の七十第八項(四年旧措置法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。 )又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定の適用を受けたこととなった日を含む事業年度については、同項の規定は、適用しない。

13527 省略

(令和三年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八十五条 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二十四項中「第四十一条の二の二第八項」を「第四十一条の二の二第七項」に改める。

附則

(施行期日)

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二百二十三条 四年新措置法第六十四条第十一項の規定の適用については、同項に規定する代替資産には、連結事業年度において四年旧措置法第六十八条の七十第一項又は第七項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する代替資産を含むものとする。

2511 同上

12 四年新措置法第六十五条の二第七項に規定する譲渡した資産のいずれかについて四年旧措置法第六十八条の七十第一項(四年旧措置法第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十八条の七十第七項(四年旧措置法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。 )又は第六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定の適用を受けたこととなった日を含む事業年度については、同項の規定は、適用しない。

13527 同上

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 同上

第四十一条第十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。)」に改め、同条第二十四項中「第四十一条の二の二第八項」を「第四十一条の二の二第七項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 十三 省 略

十四 削除

十五 十八 省 略

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十一条 施行日から住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第十五条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第五項の規定の適用については、同項中「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。)」とあるのは、「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」とする。

(地方自治法の一部改正)

第八十六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 省 略

2 省 略

3 前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。

一 四 省 略

五 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第一条 同 上

一 十三 同 上

十四 第七条中租税特別措置法第四十一条第十項の改正規定 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

十五 十八 同 上

(新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百一十一条 施行日から附則第一条第十四号に定める日の前日までの間における第十五条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第五項の規定の適用については、同項中「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅(同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。)」とあるのは、「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」とする。

(外部監査契約を締結できる者)

第二百五十二条の二十八 同 上

2 同 上

3 同 上

一 四 同 上

- 六| 省 略
- 七| 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
- 八| 省 略
- 九| 省 略
- 十| 省 略
- 十一| 省 略
- 十二| 省 略

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）  
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	省 略	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）	省 略
事 務	省 略	第五十八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	省 略

（公認会計士法の一部改正）  
第八十七条 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

（欠格条項）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士となることができない。  
一、十 省 略

- 五| 同 上
- 六| 同 上
- 七| 同 上
- 八| 同 上
- 九| 同 上
- 十| 同 上

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）  
備考 同 上

法律	同 上	同上	同 上
事 務	同 上	第五十八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	同 上

（欠格条項）

第四条 同 上  
一、十 同 上

十一 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士の登録を受けることができない。

一 省 略

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

三 省 略

(登録拒否の事由)

第三十四条の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一 一〇 省 略

十一の二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

十二 省 略

(公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認会計士法の一部改正)

第八十八条 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法の一部を次のように改正する。

(欠格条項)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補となることができない。

一 〇 八 省 略

(登録拒否の事由)

第十八条の二 同上

一 同上

二 同上

(登録拒否の事由)

第三十四条の十 同上

一 〇 一 同上

十二 同上

(欠格条項)

第四条 同上

一 〇 八 同上

九 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになった者を除く。

(登録拒否の事由)

第十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、公認会計士又は会計士補の登録を受けることができない。

一 省 略

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

三 省 略

(弁護士法の一部改正)

第八十九条 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

(弁護士の欠格事由)

第七条 次に掲げる者は、第四条、第五条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

一・二 省 略

三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁護士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、若しくは公務員であつて免職され、又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

四 省 略

(登録又は登録換えの請求の進達の拒絶)

第十二条 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害するおそれがある者又は次に掲げる場合に該当し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者について、資格審査会の議決に基づき、登録又

(登録拒否の事由)

第十八条の二 同 上

一 同 上

二 同 上

(弁護士の欠格事由)

第七条 同 上

一・二 同 上

三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁護士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者

四 同 上

(登録又は登録換えの請求の進達の拒絶)

第十二条 同 上

は登録換えの請求の進達を拒絶することができる。

一 省 略

二 第七条第三号に当たる者が、除名、業務禁止、登録の抹消、免職又は税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

2 5 4 省 略

(司法書士法の一部改正)

第九十条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

(欠格事由)

第五条 次に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。

一 5 省 略

六 懲戒処分により、公認会計士の登録を抹消され、若しくは土地家屋調査士、弁理士、税理士若しくは行政書士の業務を禁止され、又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け、これらの処分の日から三年を経過しない者

(行政書士法の一部改正)

第九十一条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

(欠格事由)

第二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、行政書士となる資格を有しない。

一 5 省 略

八 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

一 同 上

二 第七条第三号に当たる者が、除名、業務禁止、登録の抹消又は免職の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

2 5 4 同 上

(欠格事由)

第五条 同 上

一 5 同 上

六 懲戒処分により、公認会計士の登録を抹消され、又は土地家屋調査士、弁理士、税理士若しくは行政書士の業務を禁止され、これらの処分の日から三年を経過しない者

(欠格事由)

第二条の二 同 上

一 5 同 上

(登録の抹消)

第七条 日本行政書士会連合会は、行政書士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

- 一 第二条の二第二号から第四号まで又は第六号から第八号までに掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 四 省 略

2・3 省 略

(道路運送車両法の一部改正)

第九十二条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

(自動車重量税の不納付による自動車検査証の不交付等)

第九十七条の四 国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会)は、第六十条第一項、第六十二条第二項(第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。 )又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車検査証の交付又は返付に係る自動車につき課されるべき自動車重量税が納付されていないとき(当該自動車重量税の納付につき、自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十条の三第一項の規定による委託がされているときを除く。 )は、当該自動車検査証の交付又は返付をしないものとする。

2 省 略

(社会保険労務士法の一部改正)

第九十三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、第三条の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有しない。

- 一 八 省 略

九 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第四十八条第一項の

(登録の抹消)

第七条 同 上

- 一 第二条の二第二号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 四 同 上

2・3 同 上

(自動車重量税の不納付による自動車検査証の不交付等)

第九十七条の四 国土交通大臣(第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会)は、第六十条第一項、第六十二条第二項(第六十三条第三項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。 )又は第七十一条第四項の規定により自動車検査証を交付し、又は返付する場合において、当該自動車検査証の交付又は返付に係る自動車につき課されるべき自動車重量税が納付されていないときは、当該自動車検査証の交付又は返付をしないものとする。

2 同 上

(欠格事由)

第五条 同 上

- 一 八 同 上

規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

(登録拒否事由)

第十四条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。

一 省 略

二 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

三 省 略

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。）について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

五 省 略

(登録の取消し)

第十四条の九 連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条の三十七に規定する資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。

(登録拒否事由)

第十四条の七 同 上

一 同 上

二 同 上

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号及び第二十九条において「保険料」という。）について、第十四条の五の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

四 同 上

(登録の取消し)

第十四条の九 同 上

- 一 省略
- 二 第十四条の七第三号に規定する者に該当するに至つたとき。
- 三 省略
- 2・3 省略

(登録の抹消)

第十四条の十 連合会は、社会保険労務士が次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。

- 一 三 省略
- 四 前号に規定するもののほか、第五条第二号から第五号まで及び第七号から第九号までのいずれかに該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。
- 2 省略

(弁理士法の一部改正)

第九十四条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

(欠格事由)

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、弁理士となる資格を有しない。

- 一 七 省略
- 八 税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で当該決定を受けた日から三年を経過しないもの
- 九 省略
- 十 省略
- 十一 省略

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第九十五条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

- 一 同上
- 二 第十四条の七第二号に規定する者に該当するに至つたとき。
- 三 同上
- 2・3 同上

(登録の抹消)

第十四条の十 同上

- 一 三 同上
- 四 前号に規定するもののほか、第五条第二号から第五号まで、第七号及び第八号のいずれかに該当することとなつたことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなつたとき。
- 2 同上

(欠格事由)

第八条 同上

- 一 七 同上
- 八 同上
- 九 同上
- 十 同上
- 十一 同上

(課税の特例)  
第五十八条

機構に対する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第二十三項及び第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用については、これらの規定中「十年以内に開始した事業年度」とあるのは、「に開始した事業年度」とする。

2| 前項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)  
第九十六条 銀行等保有株式取得機構の施行日前に開始した前条の規定による改正前の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八条第一項

(課税の特例)

第五十八条 機構が、令和十四年三月三十一日以前に開始する各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の日において青色申告書（同法第二条第三十六号に規定する青色申告書をいう。次項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第二条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「十年以内に開始した」とあるのは「に開始した」と、「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

2| 前項の規定は、機構の特例欠損金額が生じた事業年度について当該特例欠損金額の計算に関する明細書を添付した青色申告書である確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合限り、適用する。

3| 機構の令和十四年三月三十一日以前に開始する各事業年度において生じた特例欠損金額に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十二の規定の適用については、同条ただし書中「については、この」とあるのは、「並びに銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項に規定する特例欠損金額については、この」とする。

4| 機構に対する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第二十三項及び第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用については、これらの規定中「十年以内に開始した事業年度」とあるのは、「に開始した事業年度」とする。

5| 前各項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

及び第三項に規定する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第九十七条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中四十四の四の項を四十四の七の項とし、四十四の三の項の次に次のように加える。

四十四の四 国税審議会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による同法第十二条第一項の税理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の五 日本税理士会連合会	税理士法による同法第十八条の税理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の六 国税庁	税理士法による同法第五十五条第一項又は第二項の報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第五十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項と

第二十八条 同上

別表第一中四十四の四の項を四十四の七の項とし、四十四の三の項の次に次のように加える。

四十四の四 国税審議会	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)による同法第十二条第一項の税理士試験の執行に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の五 日本税理士会連合会	税理士法による同法第十八条の税理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四の六 国税庁	税理士法による同法第五十五条第一項の税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第五十六条 同上

別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項と

し、同項の次に次のように加える。

二十八 厚生労働大臣	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九 国税審議会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士試験の執行に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十 日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一 国税庁長官	税理士法による税理士若しくは税理士法人又は税理士であつた者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて主務省令で定めるもの

（罰則に関する経過措置）

**第九十八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第九十九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

し、同項の次に次のように加える。

二十八 厚生労働大臣	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九 国税審議会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士試験の執行に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十 日本税理士会連合会	税理士法による税理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十一 国税庁長官	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務であつて主務省令で定めるもの